自衛的燃料備蓄補助金(LPガス災害バルク・石油製品タンク等)		
執行団体		エルピーガス振興センター（所管：経済産業省）
予算		R6年補正20億円、R7年本予算15億円
公募期間		補正本予算共に**5月28日～6月17日**（昨年度）※単年度事業
補助上下限		① 石油製品を貯蔵する容器のみ ・・ 1,000万円 ② 石油製品を貯蔵する容器＋当該設備に接続する燃焼機器及び発電機 ・・ 5,000万円
補助率		避難困難者が多数生じる施設で中小企業**3分の2**（それ以外2分の1）、地方公共団体2分の1※1
申請者		所有又は運用・維持・管理する者で「石油製品タンク等」を購入、またはリース会社　債務超過してない
対象施設		①災害発生時に避難場所まで避難することが困難な者が多数生じる施設 ・ 医療施設（**入院施設がある施設**、又は、人工透析クリニック。但し、災害拠点病院、災害拠点精神科病院、へき地医療拠点病院、へき地診療所、救命救急センター、周産期母子医療センターを除く） ・ 福祉施設（**老人ホーム**等、**障害者施設**、並びに0歳児がいる保育所等） ② 公的避難所 地方公共団体が災害時に避難所として指定した施設（庁舎、公立学校、公民館、体育館等の公共施設） ③ 一時避難所となり得るような施設（令和５年度補正予算では対象外） 地方公共団体（都道府県を除く。以下同）が災害時に避難所として使用する旨の協定等を締結した施設（民間企業等が所有する事務所、工場、商業施設、私立学校、宿泊施設、マンションなどの施設又は敷地のうち、地方公共団体が災害時に当該施設等を避難所として活用できることを認知しているもの）
設置必須設備		石油製品（揮発油、軽油、灯油、重油）を貯蔵する容器の設置、更新、新設、増設が必要となります。（発電機のみは対象外）
補助対象設備		1) 補助対象となる設備及び経費 ① 石油製品タンク(既に発電機また燃焼機器を所有している場合) ② 石油製品タンク＋発電機　3日以上の稼働に必要な燃料備蓄必須 ③ 石油製品タンク＋燃焼機器（災害時使用の調理、炊飯など） ④ 石油製品タンク＋発電機＋燃焼機器（LPGの場合GHP冷房）
補助対象経費	申請必須（石油タンクの場合）	・設置に係る土間等解体工事 ・石油製品タンク設置工事　・注入口設置工事 ・石油製品タンク本体、油面計、漏洩検知装置　燃料タンクの更新等は必須です ・配管工事、電気工事 ・消防申請納付金(指定数量以上で消防に支払う許可等に係る手数料のみ対象で、申請等に係る施工業者の手数料等は含みません) ・運搬費　・仮設費　・防油堤工事　・油水分離槽
	発電機部分	・発電機本体、切替盤 ・発電機設置に係る設置工事、電気工事　発電機のみの更新等は対象外です ・排気管工事、配管工事 ・運搬費
燃焼機器		・調理、炊飯に供する機器　・暖房機器 ※設置する石油製品タンクを燃料とするもので災害時のみに使用するもの ・暖房機器を災害時に稼働させるための充電設備 ※当該暖房機が災害時以外に使用される場合も含む
対象となる石油製品タンク（消防法令に基づく実質最大容量）条例に定める「少量危険物」以上に該当するもの		揮発油：　９０Ｌ以上、**軽　油：４５０Ｌ以上** 灯　油：４５０Ｌ以上、**重　油：９００Ｌ以上**
補助対象外費用		・石油タンクの補修やサービスタンクのみの交換　・撤去処分（既存タンク・配管等の引き上げ、発電機の廃棄処分等）・既存のキュービクルの改造　・フェンスや建屋　・燃料費　・施工業者の申請の手数料や立会費　・一般管理費、現場管理費、諸経費、雑費、交通費等　・自家給油所に該当する部門
申請代行		履行補助者として申請書作成のサポートできる
申請について		交付申請→実績報告
交付決定		8月1日（補正39件、本3件）9月3日（補正52件、本6件、沖縄メディカルプラント、社会医療法人葦会）　9月25日（補正8件、本38件、沖縄Oリース・ケアサポート）　10月1日（本36件KPGホテル、T＆Dリース・どりーむ、社会福祉法人青葉会）　10月22日（本11件）　11月11日（補正5件、本29件）
契約・注文・工事開始（入札は申請前）		交付決定後
事業完了		2月14日(実績報告書の昨年は提出期限2月19日 ）必須
確定検査		3月中（現地調査は必要に応じて）
補助金入金		3月中

※1、地方公共団体に関しては、別に補助金で補助率10分の10が有ります、要件は区域内に発電所などがある地方公共団体

※第1優先採択は、公的避難所、医療施設、社会福祉施設、一時避難所（既存避難場所から2Km離れている）（第5優先まである）

一般社団法人 沖縄CO2削減推進協議会 Okinawa CO2 Reduction Promotion Coference